

## 社会福祉法人 丹波柏原福祉会 評議員・役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人丹波柏原福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条、定款第10条第2号及び第3号並びに定款第21条に基づく評議員、役員等の報酬等の基準及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員等とは、定款第15条による理事及び監事並びに苦情対応第三者委員会委員、評議員選任・解任委員会委員をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、第2号の役員等のうち、常勤役員以外のものをいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金・退職退任慰労金をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の支給の基準)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会へ出席の都度、定款第8条に定める年度支給総額の範囲内で支給する。

2 役員等には、勤務形態に応じて、別に定める役員等の年度支給総額の範囲内で、次の各号のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員に対しては、月次報酬及び賞与を支給する。
- (2) 施設長を兼務する常勤役員に対しては、職員給与規程に基づき、別途職員給与を支給する。
- (3) 非常勤職員等の報酬は日額とし、業務に応じた報酬を支給する。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて評議員会で定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額。
- (2) 賞与の額は、1年間において月次報酬の額の4ヶ月分を超えない範囲で職員の賞与支給状況を勘案して定める。

### (評議員及び非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 評議員及び非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に

応じて評議員会で定めるものとする。

- (1) 評議員が、法人の運営業務に従事したときは、別表第2に定める額。
- (2) 非常勤の役員等が法人の運営業務に従事したときは、別表第3に定める額。

#### (退職退任慰労金)

第6条 評議員及び役員等に対して、評議員会が必要と認めたときは、月次報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限として、退職退任慰労金を支給することができる。

#### (報酬等の支給方法)

第7条 評議員及び役員等に対する役報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬等の支給日及び支払い方法は、職員の給与規程に準ずる。
- (2) 月の途中で就任したとき、または月の途中で辞任したとき、或は死亡したときの当月の報酬は、職員給与規程に準じて支給するものとする。
- (3) 評議員及び役員等の報酬は、法人の本部会計から支給する。

#### (費用の弁償)

第8条 法人は、評議員及び役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2 費用の弁償の額は実費とする。

#### (規定の改廃正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議を得て改正する。

#### 附 則

- (1) 平成17年3月27日制定「役員報酬等に関する規程」は廃止する。
- (2) 平成17年3月27日制定「理事長並びに施設長報酬及び理事・評議員・第三者委員等の費用弁償支給規程」は廃止する。
- (3) 平成29年4月1日制定「社会福祉法人丹波柏原福祉会 役員等報酬規程」は廃止する。

この規程は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表1 (第4条関係) 常勤役員の月次報酬及び報酬年額

区 分	月次報酬の額	報酬年額
理事 (理事長)	600,000 円	960 万円までの範囲内
事務局長	250,000 円	400 万円までの範囲内
理事 (施設長)	200,000 円	320 万円までの範囲内

別表2 (第5条関係) 評議員の報酬等

名 称	報酬 (日額)	報酬年額	費用弁償
評議員報酬	10,000 円	20 万円までの範囲内	実費相当額 (自家用車の場合は 1 km につき 40 円)

別表3 (第5条関係) 非常勤役員等の報酬及び報酬年額

名 称	報酬 (日額)	報酬年額	費用弁償
理 事	10,000 円	20 万円までの範囲内	実費相当額 (自家用車の場合は 1 km につき 40 円)
監 事	10,000 円	16 万円までの範囲内	
苦情対応第三者委員	10,000 円	4 万円までの範囲内	
評議員選任・解任委員会委員	10,000 円	8 万円までの範囲内	